

新（平成29年 3月27日農林水産省告示第443号）	旧																												
第1条・第2条（略） （定義）	第1条・第2条（略） （定義）																												
第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使用禁止資材</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>化学的処理</td> <td>次のいずれかに該当することをいう。  <u>1 化学的手段（燃焼、焼成、溶解、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。</u>  <u>2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。</u> </td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	(略)	(略)	使用禁止資材	(略)	化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 <u>1 化学的手段（燃焼、焼成、溶解、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。</u> <u>2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。</u>	組換えDNA技術	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>使用禁止資材</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>組換えDNA技術</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	(略)	(略)	使用禁止資材	(略)	[新設]	[新設]	組換えDNA技術	(略)	(略)	(略)				
用語	定義																												
(略)	(略)																												
使用禁止資材	(略)																												
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 <u>1 化学的手段（燃焼、焼成、溶解、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。</u> <u>2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。</u>																												
組換えDNA技術	(略)																												
(略)	(略)																												
用語	定義																												
(略)	(略)																												
使用禁止資材	(略)																												
[新設]	[新設]																												
組換えDNA技術	(略)																												
(略)	(略)																												
（生産の方法についての基準）	（生産の方法についての基準）																												
第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場</td> <td>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。                      1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。                      2 (略)                 </td> </tr> <tr> <td>栽培場</td> <td>1 (略)                      2 <u>土壌において栽培されるきのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>スプラウト類の栽培施設に使用する種子</td> <td>1・2 (略)                      3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。）を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>栽培場における栽培管理</td> <td>1 <u>きのこ類にあっては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。</u>                      (1)・(2) (略)                 </td> </tr> </tbody> </table>	事項	基準	ほ場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略)	栽培場	1 (略) 2 <u>土壌において栽培されるきのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>	(略)	(略)	スプラウト類の栽培施設に使用する種子	1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。）を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。	(略)	(略)	栽培場における栽培管理	1 <u>きのこ類にあっては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。</u> (1)・(2) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場</td> <td>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。                      1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあっては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。                      2 (略)                 </td> </tr> <tr> <td>栽培場</td> <td>1 (略)                      2 <u>きのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>スプラウト類の栽培施設に使用する種子</td> <td>1・2 (略)                      3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>栽培場における栽培管理</td> <td>1 <u>きのこ類にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</u>                      (1)・(2) (略)                 </td> </tr> </tbody> </table>	事項	基準	ほ場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあっては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略)	栽培場	1 (略) 2 <u>きのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>	(略)	(略)	スプラウト類の栽培施設に使用する種子	1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。	(略)	(略)	栽培場における栽培管理	1 <u>きのこ類にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</u> (1)・(2) (略)
事項	基準																												
ほ場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略)																												
栽培場	1 (略) 2 <u>土壌において栽培されるきのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>																												
(略)	(略)																												
スプラウト類の栽培施設に使用する種子	1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。）を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。																												
(略)	(略)																												
栽培場における栽培管理	1 <u>きのこ類にあっては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表1の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。</u> (1)・(2) (略)																												
事項	基準																												
ほ場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあってはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあっては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 (略)																												
栽培場	1 (略) 2 <u>きのこ類にあっては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>																												
(略)	(略)																												
スプラウト類の栽培施設に使用する種子	1・2 (略) 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。																												
(略)	(略)																												
栽培場における栽培管理	1 <u>きのこ類にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。</u> (1)・(2) (略)																												

	[削る。]
(略)	2 (略)
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫後の工程に係る管理	<p>1 (略)</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。</p> <p>3 2の規定にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。この場合において、(1)の資材を使用するときは、農産物への混入を防止しなければならない。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬、別表4の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病虫害を防除する目的で使用するものを除く。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>4 放射線照射を行わないこと。</p> <p>5 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>

第5条 (略)

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基 準
(略)	(略)
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	(略)
油 か す 類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
(略)	(略)
泥 炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
(略)	(略)
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

	(3) (2)のアに掲げる基準に従ってきこの類を生産する過程で産出される廃ほだ、廃菌床等については、これらを堆肥、飼料等に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。
(略)	2 (略)
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫後の工程に係る管理	<p>1 (略)</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び別表4の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p>[新設]</p> <p>3 放射線照射を行わないこと。</p> <p>4 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>

第5条 (略)

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基 準
(略)	(略)
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	(略)
[新設]	[新設]
(略)	(略)
泥 炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
(略)	(略)
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病虫害の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農

--	--

別表2 農薬

農薬	基準
(略)	(略)
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
(略)	(略)
次亜塩素酸水	

別表3 (略)

別表4 薬剤

薬剤	基準
(略)	(略)
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限り、また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限り、また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) (略)

別表5 調製用等資材

調製用等資材	基準
(略)	(略)
エチレン	バナナ、キウイフルーツ及びアボカドの追熟に使用する場合に限り、また、製造工程において化学的処理を行っていないものに限る。
(略)	(略)
ミツロウ	製造工程において化学的処理を行っていないものに限る。

	地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。
--	---------------------------------------

別表2 農薬

農薬	基準
(略)	(略)
なたね油乳剤	
[新設]	
マシン油エアゾル	
(略)	(略)
[新設]	

別表3 (略)

別表4 薬剤

薬剤	基準
(略)	(略)
[新設]	

(注) (略)

別表5 調製用等資材

調製用等資材	基準
(略)	(略)
エチレン	バナナ及びキウイフルーツの追熟に使用する場合に限り、また、製造工程において化学的処理を行っていないものに限る。
(略)	(略)

[新設]

新（平成29年 3月27日農林水産省告示第444号）			旧		
第1条・第2条（略） （定義）			第1条・第2条（略） （定義）		
第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。			第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		
用語	定義		用語	定義	
（略）	（略）		（略）	（略）	
有機農畜産物加工食品	（略）		有機農畜産物加工食品	（略）	
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（ <u>燃焼、焼成、溶融、乾留及びびけん化を除く。以下同じ。</u> ）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。		[新設]	[新設]	
組換えDNA技術	（略）		組換えDNA技術	（略）	
（略）	（略）		（略）	（略）	
（生産の方法についての基準）			（生産の方法についての基準）		
第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。			第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。		
事項	基準		事項	基準	
（略）	（略）		（略）	（略）	
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1・2（略） 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病虫害を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料、添加物及び製品への混入を防止すること。 4～6（略）		製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1・2（略） 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料、添加物及び製品への混入を防止すること。 4～6（略）	
第5条（略）			第5条（略）		
別表1 添加物			別表1 添加物		
INS番号	添加物	基準	INS番号	添加物	基準
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
500 <sup>ii</sup>	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麵・パン類、飲料、野菜の加工品、果実の加工品</u> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。	500 <sup>ii</sup>	炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、 <u>麵・パン類、飲料、野菜の加工品</u> 又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
322	レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン、ヒマワリレシチン）	（略）	322	レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若		次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合（食塩水を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若

		水を使用する場合に限る。)又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)
460 ii	粉末セルロース	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。

(注) (略)

別表2 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) (略)

		しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
(略)	(略)	(略)

[新設]

(注) (略)

別表2 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)

[新設]

(注) (略)

新（平成29年3月27日農林水産省告示第445号）		現 行	
第1条・第2条（略） （定義）		第1条・第2条（略） （定義）	
第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	
用語	定義	用語	定義
有機飼料	（略）	有機飼料	（略）
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。	[新設]	[新設]
組換えDNA技術	（略）	組換えDNA技術	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（生産の方法についての基準）		（生産の方法についての基準）	
第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。		第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	
事項	基準	事項	基準
原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条又は第19条の3の規定により格付されたもの又は(4)に規定する同等国格付飼料にあつてはこの限りでない。 (1)～(3) （略） (4) 有機飼料（有機飼料の入手が困難な場合にあつては、同等国格付飼料（農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に規定する国において法第15条の2第2項に規定する格付の制度に基づき格付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書（法第15条の2第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。）又はその写しが添付されているものに限る。）を含む。 ア 証明書を発行したものの名称及び住所 イ 証明書の発行年月日 ウ 証明に係る飼料の種類及び量 エ 当該飼料に係る生産行程管理者（法第14条第2項の生産行程管理者をいう。）の認定に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所 オ 当該飼料について格付が行われたものである旨 2 （略） 3 1及び2以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) （略） 〔削る。〕 (2) 放射線照射が行われたもの (3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 4～9 （略）	原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。  (1)～(3) （略） (4) 有機飼料  2 （略） 3 1及び2以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) （略） (2) 原材料として使用した有機農産物、有機乳、有機飼料及び有機飼料用農産物と同一の種類 <small>の農畜産物</small> (3) 放射線照射が行われたもの (4) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 4～9 （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
製造、加工、包装、	1・2 （略）	製造、加工、包装、	1・2 （略）

保管その他の工程に係る管理	<p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>4・5 (略)</p>
---------------	--

第5条 (略)  
別表1 (略)  
別表2 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) (略)

保管その他の工程に係る管理	<p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>4・5 (略)</p>
---------------	--

第5条 (略)  
別表1 (略)  
別表2 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)

[新設]

(注) (略)

新（平成29年3月27日農林水産省告示第446号）		旧	
第1条・第2条（略） （定義）		第1条・第2条（略） （定義）	
第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	
用語	定義	用語	定義
（略）	（略）	（略）	（略）
家きん	鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。	家きん	鶏、うずら、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。
（略）	（略）	（略）	（略）
野外の飼育場	（略）	野外の飼育場	（略）
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 <u>1 化学的手段（<u>燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。</u>）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。</u> <u>2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。</u>	[新設]	[新設]
組換えDNA技術	（略）	組換えDNA技術	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（生産の方法についての基準）		（生産の方法についての基準）	
第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。		第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	
事項	基準	事項	基準
（略）	（略）	（略）	（略）
飼料の給与	1～3（略） <u>4 1の基準にかかわらず、有機飼料の入手が困難な場合にあつては、同等規格付飼料（農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に規定する国において農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条の2第2項に規定する格付の制度に基づき格付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書（同法第15条の2第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。）又はその写しが添付されているもの）を使用することができる。</u> (1) 証明書を発行したものの名称及び住所 (2) 証明書の発行年月日 (3) 証明に係る飼料の種類及び量 (4) 当該飼料に係る生産行程管理者（同法第14条第2項の生産行程管理者をいう。）の認定に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所 (5) 当該飼料について格付が行われたものである旨 <u>5 1から4までの基準にかかわらず、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、次の(1)又は(2)に掲げる割合まで、1から4までに掲げる飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を給与することができる。</u> (1)・(2)（略） <u>6 災害又は輸入若しくは輸送経路の途絶により有機畜産用飼料の入手が著しく困難と認められる場合は、1から4までの基準にかかわらず、入手が可能となるまでの期間に限り、1から4までに掲げる飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)から(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。</u>	飼料の給与	1～3（略） [新設]
			<u>4 1から3までの基準にかかわらず、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、次の(1)又は(2)に掲げる割合まで、有機畜産用飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を給与することができる。</u> (1)・(2)（略） <u>5 災害又は輸入若しくは輸送経路の途絶により有機畜産用飼料の入手が著しく困難と認められる場合は、1から3までの基準にかかわらず、入手が可能となるまでの期間に限り、1から3までに掲げる飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)から</u>



	7 牛、馬、めん羊及び山羊にあつては、生草、乾草又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で平均採食量の50%未満（肥育の最終期間の牛にあつては75%未満、育成期の馬にあつては80%未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあつては、この限りでない。 (1)～(3) (略)
健康管理	1～5 (略) 6 飼料以外の成長又は生産の促進を目的とした物質を給与しないこと。
(略)	(略)
と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	1・2 (略) 3 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。  4 3の規定にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。この場合において、(1)の資材を使用するときは、畜産物への混入を防止しなければならない。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬、別表10の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。） (2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表11の調製用等資材 5 放射線照射を行わないこと。 6 この表畜舎又は家きん舎の項等の基準及びこの項1から5までに掲げる基準に従い生産された畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。

第5条 (略)

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基 準
(略)	(略)
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	(略)
油 か す 類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
(略)	(略)
泥 炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
(略)	(略)
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であつて、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限

	(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。 6 牛、馬、めん羊及び山羊にあつては、生草、乾草又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で平均採食量の50%未満（肥育の最終期間の牛にあつては75%未満、育成期の馬にあつては80%未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあつては、この限りでない。 (1)～(3) (略)
	1～5 (略) 6 成長又は生産の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。
(略)	(略)
と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	1・2 (略) 3 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び別表10の薬剤（ただし、畜産物への混入を防止すること。） (2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表11の調製用等資材  4 放射線照射を行わないこと。 5 この表畜舎又は家きん舎の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。

第5条 (略)

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基 準
(略)	(略)
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	(略)
[新設]	[新設]
(略)	(略)
泥 炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壌改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
(略)	(略)
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であつて、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化すること

る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

別表2 農薬

農 薬	基 準
(略)	(略)
なたね油乳剤	(略)
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
(略)	(略)
次亜塩素酸水	

別表3 平均採食量

家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量
(略)	(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養するだちょう	3月齢未満	1.0kg
	3月齢以上	2.5kg
卵を生産することを目的として飼養する雌だちょう	採卵開始以降	2.0kg

(注) (略)

別表4・5 (略)

別表6 野外の飼育場の最低面積

家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの野外の飼育場の最低面積
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養するだちょう以外の家きん(28日齢以降のものに限る。)	(略)
卵を生産することを目的として飼養するだちょう以外の家きん(28日齢以降のものに限る。)	(略)
(略)	(略)
だちょう(3月齢以降7月齢未満のものに限る。)	6.6㎡(ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょうの数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。)
だちょう(7月齢以降のものに限る。)	16.5㎡(ただし、野外の飼育場の短辺及び長辺の長さは、飼養するだちょうの数にかかわらず、それぞれ5m及び20m以上とする。)

により製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

別表2 農薬

農 薬	基 準
(略)	(略)
なたね油乳剤	(略)
[新設]	
マシン油エアゾル	
(略)	(略)
[新設]	

別表3 平均採食量

家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量
(略)	(略)	(略)
[新設]		

(注) (略)

別表4・5 (略)

別表6 野外の飼育場の最低面積

家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの野外の飼育場の最低面積
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養する家きん(28日齢以降のものに限る。)	(略)
卵を生産することを目的として飼養する家きん(28日齢以降のものに限る。)	(略)
(略)	(略)
[新設]	

る。)

(注) (略)

別表7 転換期間

家畜又は家きんの種類	期 間
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養する <u>だちょう</u> 以外の家きん	(略)
卵を生産することを目的として飼養する <u>だちょう</u> 以外の家きん	(略)
肉を生産することを目的として飼養する <u>だちょう</u>	<u>ふ化後14日からと殺までの期間</u>
卵を生産することを目的として飼養する <u>だちょう</u>	<u>6月間</u>

別表8 (略)

別表9 外部導入の条件

家畜又は家きんの種類	基 準
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養する <u>だちょう</u> 以外の家きん	(略)
卵を生産することを目的として飼養する <u>だちょう</u> 以外の家きん	(略)
肉を生産することを目的として飼養する <u>だちょう</u>	<u>14日齢未満であること。</u>
卵を生産することを目的として飼養する <u>だちょう</u>	<u>12月齢未満であること。</u>

別表10 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)
ゼラニウム抽出物	<u>忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>

(注) (略)

別表7 転換期間

家畜又は家きんの種類	期 間
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養する家きん	(略)
卵を生産することを目的として飼養する家きん	(略)

[新設]

別表8 (略)

別表9 外部導入の条件

家畜又は家きんの種類	基 準
(略)	(略)
肉を生産することを目的として飼養する家きん	(略)
卵を生産することを目的として飼養する家きん	(略)

[新設]

別表10 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)

[新設]

シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合には限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
(注) (略) 別表11 (略)	(注) (略) 別表11 (略)